

個別専決事項の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、県庁処務規程別表第1に規定する課(総室・室)のうち、健康福祉部の各課並びに道路総務課、道路政策課、道路整備課及び道路保全課(以下「特例課」という。)において所掌される事務について適用する。

(共通専決事項の特例)

第3条 特例課において共通に所掌される事務の専決については、県庁処務規程第8条の規定にかかわらず、別表第1に定めるとおりとする。ただし、別表第1中の係長専決事項については、課長があらかじめ指定した者が専決するものとする。

(個別専決事項の特例)

第4条 特例課の所掌に係る事務の個別的専決事項については、県庁処務規程第9条の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。ただし、別表第3については、課長があらかじめ指定した者が専決するものとする。

(部次長の専決事項の代決)

第5条 別表第1及び別表第2に規定する部次長の専決事項について、部次長が不在であるときは、所管課長がその事務を代決することができる。

2 前項の代決は、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ部次長の指示を受けたものに限るものとする。

3 代決した事項については、速やかに部次長の後関を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1 支出負担行為以外の共通専決事項

知事決裁事項	部長専決事項	部次長専決事項	課(総室・室)長専決事項	係長専決事項
1 県行政の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。 2 重要な事業の計画及び実施方針の決定に関すること。 3 行政組織、予算の編成並びに権限の委任及び配分に関すること。 4 県議会の招集及び解散に関すること。 5 県議会の議決又は同意等を求める議案並びに報告の提出及び県議会に対する諮問に関すること。	1 各係の分担事務の決定に関すること。 2 訓令の軽易な改廃に関すること。 3 所属部次長の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 4 所属出先機関の長の県外旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 5 所属部次長の服務に関すること。 6 所属出先機関の長の服務に関すること。 7 附属機関の委員のうち試験委員の任免に関すること。 8 附属機関の運営及びこれに対する諮問に関すること。	1 所属の役付職員(課長補佐以下の役付職員を除く。)の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 2 所属の役付職員(課長補佐以下の役付職員を除く。)の服務に関すること。 3 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免に関すること。 4 県有財産及び国有財産の管理並びにそれらのうち軽易なもの取得及び処分に関すること。 5 告示及び公告に関すること。 6 許可、認可、免許等の行政処分及び行政代執行に関すること。	1 所属職員の担当事務の決定に関すること。 2 課長補佐以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 3 所掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関すること。 4 通勤手当及び住居手当の決定に関すること。 5 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。 6 所属職員の服務に関すること。 7 あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること。	1 軽易な部内に対する通知、申込み、照会及び証明並びに届出の受理に関すること。 2 運転日誌の確認に関すること。